

2017社会保険労務士試験

# 労働者災害補償 保険法

Premium Text 2017

①前半

(株)キャリアテラス



# 労働者災害補償保険法

## CONTENTS

### 第1章 総 則

<b>第1款 目的等</b>	2
(1) 労災保険法の意義	2
(2) 目的等	2
1、目的	2
2、労働者災害補償保険事業	3
3、管掌	3
4、命令の制定	4
5、保険関係の成立及び消滅	4
<b>第2款 適用事業</b>	5
(1) 適用事業	5
1、強制適用事業	5
2、暫定任意適用事業	7
(2) 適用除外	9

### 第2章 業務災害及び通勤災害の認定

<b>第1款 業務災害の認定</b>	12
(1) 業務災害の認定基準	12
(2) 業務上の負傷	13
(3) 業務上の疾病	18
<b>第2款 通勤災害の認定</b>	24
(1) 通勤災害	24
(2) 通勤の定義	24
(3) 逸脱・中断	31

### 第3章 給付基礎日額

<b>第1款 給付基礎日額</b>	36
(1) 給付基礎日額	36
1、給付基礎日額	36
2、自動変更対象額の変更	39

3、給付基礎日額の種類 -----	39
<b>(2) 休業給付基礎日額 -----</b>	<b>40</b>
1、スライド制の適用 -----	40
2、最低限度額及び最高限度額の適用 -----	42
<b>(3) 年金給付基礎日額 -----</b>	<b>45</b>
1、スライド制の適用 -----	45
2、最低限度額及び最高限度額の適用 -----	47
<b>(4) 一時金給付基礎日額 -----</b>	<b>48</b>
<b>(5) 給付基礎日額の端数処理 -----</b>	<b>48</b>

## 第 4 章 業務災害に関する保険給付

<b>第1款 業務災害に関する保険給付の種類 -----</b>	<b>52</b>
(1) 保険給付の種類 -----	52
<b>第2款 傷病に関する保険給付 -----</b>	<b>53</b>
(1) 療養補償給付 -----	53
(2) 休業補償給付 -----	56
(3) 傷病補償年金 -----	60
<b>第3款 障害に関する保険給付 -----</b>	<b>63</b>
(1) 障害補償給付 -----	63
(2) 障害補償年金差額一時金 -----	68
(3) 障害補償年金前払一時金 -----	70
<b>第4款 介護に関する保険給付 -----</b>	<b>73</b>
(1) 介護補償給付 -----	73
<b>第5款 死亡に関する保険給付 -----</b>	<b>76</b>
(1) 遺族補償給付 -----	76
(2) 遺族補償年金 -----	76
(3) 遺族補償年金前払一時金 -----	82
(4) 遺族補償一時金 -----	84
(5) 葬祭料 -----	87

## 第 5 章 通勤災害に関する保険給付

<b>第1款 通勤災害に関する保険給付 -----</b>	<b>90</b>
(1) 保険給付の種類 -----	90
(2) 療養給付 -----	90
1、療養給付 -----	90
2、一部負担金 -----	91
(3) 休業給付 -----	92

(4) 傷病年金 -----	92
(5) 障害給付 -----	93
(6) 介護給付 -----	93
(7) 遺族給付 -----	93
(8) 葬祭給付 -----	93

## 第 6 章 二次健康診断等給付

<b>第 1 款 二次健康診断等給付 -----</b>	<b>96</b>
(1) 二次健康診断等給付 -----	96

## 第 7 章 保険給付通則

<b>第 1 款 通則 -----</b>	<b>102</b>
(1) 年金の支給期間等 -----	102
(2) 死亡の推定 -----	103
(3) 未支給の保険給付 -----	104
(4) 年金の内払 -----	106
(5) 過誤払による返還金債権への充当-----	108
(6) 受給権の保護 -----	110
(7) 保険給付の非課税 -----	111
(8) 保険給付に関する処分の通知等-----	111
(9) 事業主の助力等 -----	112
(10) 届出-----	112
<b>第 2 款 支給制限等 -----</b>	<b>114</b>
(1) 支給制限 -----	114
(2) 保険給付の一時差止め -----	116
<b>第 3 款 費用徴収 -----</b>	<b>117</b>
(1) 事業主からの費用徴収 -----	117
(2) 不正受給者からの費用徴収 -----	120
<b>第 4 款 他の制度との調整 -----</b>	<b>121</b>
(1) 社会保険との調整 -----	121
(2) 第三者行為災害 -----	124
(3) 事業主行為災害 -----	128

## 第 8 章 社会復帰促進等事業

<b>第 1 款 社会復帰促進等事業 -----</b>	<b>134</b>
(1) 社会復帰促進等事業 -----	134

1、社会復帰促進等事業	134
2、事業の実施	135
<b>第2款 特別支給金</b>	<b>136</b>
(1) 特別支給金の種類	136
(2) 一般の特別支給金	137
(3) ボーナス特別支給金	141
1、算定基礎年額および算定基礎日額	141
2、ボーナス特別支給金の種類	142
(4) 保険給付との比較	145

## 第9章 費用の負担

<b>第1款 費用の負担</b>	<b>148</b>
(1) 費用の負担	148
1、保険料	148
2、国庫補助	148

## 第10章 特別加入

<b>第1款 特別加入の範囲</b>	<b>150</b>
(1) 特別加入者の範囲	150
(2) 中小事業主等の特別加入	151
(3) 一人親方等の特別加入	154
(4) 海外派遣者の特別加入	157
<b>第2款 特別加入の効果</b>	<b>159</b>
(1) 業務災害及び通勤災害の認定	159
1、業務災害・通勤災害の認定	159
2、通勤災害の適用除外	160
(2) 特別加入者の保険給付	160
1、給付基礎日額	160
2、保険給付	161
3、支給制限	162

## 第11章 雜則・罰則

<b>第1款 不服申立て</b>	<b>166</b>
(1) 保険給付に関する不服申立て	166
1、審査請求及び再審査請求	166
2、審査請求と訴訟との関係	167

(2) 保険給付に関する決定以外の処分に係る不服申立て	-----	168
<b>第2款 雜則・罰則</b>	-----	<b>169</b>
(1) 時効	-----	169
1、保険給付を受ける権利の消滅時効	-----	169
(2) 書類の保存義務等	-----	170
(3) 報告・出頭等	-----	171
(4) 立入検査等	-----	171
(5) 関係機関への要請等	-----	172
(6) 罰則	-----	172
(7) 参考資料	-----	173



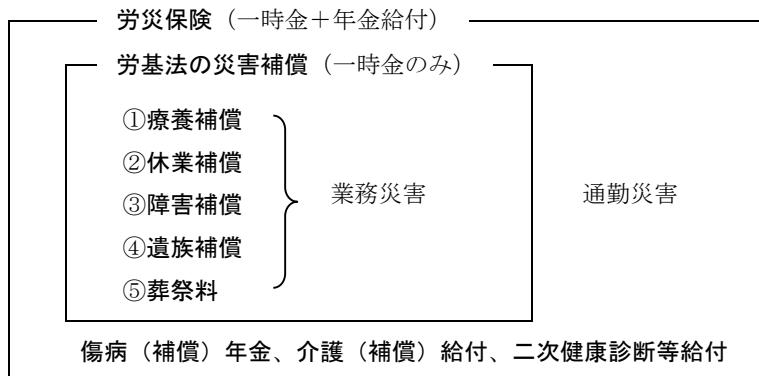
# 第1章 総則

## 第1款 目的等

### 1 労災保険法の意義

労働基準法は、第8章「災害補償」の規定の中で、労働者が業務上の災害を被った場合には、使用者に対し、金銭による補償を義務付けている。労災保険法は、この使用者の災害補償責任を代行する制度として、昭和22年に労働基準法とともに施行された法律である。労災保険制度が発足した当初は、労働基準法が定める災害補償の内容と同様の保険給付を行う程度であったが、度重なる法改正により、保険給付の年金化や通勤災害補償制度の新設、社会復帰促進等事業などが行われるようになり、現在は、労働基準法の災害補償を「拡充」した制度として位置づけられている。

<労災保険給付と災害補償との関係>



### 2 目的等

#### 1、目的

##### 法1条

労働者災害補償保険は、**業務上の事由**又は**通勤**による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な**保険給付**を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の**社会復帰**の促進、当該労働者及びその遺族の**援護**、労働者の**安全及び衛生**の確保等を図り、もって労働者の**福祉の増進**に寄与することを目的とする。

健康保険が「業務外」の事由による負傷・疾病・出産・死亡について保険給付を行うのに対し、労災保険は「業務上」の事由による負傷・疾病・障害・死亡等について保険給付を行うことを目的として創設された制度である。

## 2、労働者災害補償保険事業

### 法 2 条の 2

労働者災害補償保険は、第 1 条の目的を達成するため、**業務上**の事由又は**通勤**による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に関する保険給付を行うほか、**社会復帰促進等事業**を行うことができる。

### 法 7 条 1 項

この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

1. 労働者の**業務上**の負傷、疾病、障害又は死亡（以下「**業務災害**」という）に関する保険給付
2. 労働者の**通勤**による負傷、疾病、障害又は死亡（以下「**通勤災害**」という）に関する保険給付
3. **二次健康診断等給付**

### <労災保険の全体像>



## 3、管掌

### 法 2 条

労働者災害補償保険は、**政府**が、これを管掌する。

労災保険は政府が管掌するが、実際の事務を行っているのは、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長又は労働基準監督署長である（則 1 条 2 項、3 項）。

<事務の所轄>



**原 則**

労災保険に関する事務は、厚生労働省労働基準局長の指揮監督を受けて**所轄都道府県労働局長**が行う。

**例 外**

次の①～④の事務は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、**所轄労働基準監督署長**が行う。

所轄労働基準監督署長が行う事務	
①	保険給付（二次健康診断等給付を除く）の支給に関する事務
②	労災就学等援護費の支給に関する事務
③	特別支給金の支給に関する事務
④	厚生労働省労働基準局長が定める給付（休業補償特別援護金）に関する事務

**Attention**

- ・労災保険の「保険者」は政府であるが、労災保険には「被保険者」という概念はない。

#### 4、命令の制定

**法 5 条**

この法律に基づく政令及び厚生労働省令並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という）に基づく政令及び厚生労働省令（労働者災害補償保険事業に係るものに限る）は、その草案について、**労働政策審議会**の意見を聞いて、これを制定する。

#### 5、保険関係の成立及び消滅

**法 6 条**

保険関係の成立及び消滅については、徴収法の定めるところによる。

## 第2款 適用事業

### 1 適用事業

#### 1、強制適用事業

##### 法3条1項

この法律においては、**労働者**を使用する事業を適用事業とする。

##### (1) 労災保険の適用

労災保険は、労働者単位ではなく事業所単位で適用され、原則として、労働者を1人でも使用する事業は、労災保険の強制適用事業とされる。

##### 通達

□□ 労災保険において事業とは、労働者を使用して行われる活動をいい、工場、建設現場、商店等のように利潤を目的とする経済活動のみならず社会奉仕、宗教伝導等のごとく利潤を目的としない活動も含まれる。また、一定の場所において、一定の組織の下に相關連して行われる作業の一体は、原則として一の事業として取り扱う（昭62.2.13 発労微6号、基発59号）。

##### (2) 適用労働者の範囲

労災保険の適用労働者とは、労働基準法9条に規定する労働者と同じである。したがって、「適用事業に使用される者で、賃金を支払われるもの」が労災保険の適用労働者とされる。

##### Attention

- ・アルバイト、パートタイマー、日雇労働者等、雇用形態を問わず、適用事業に使用され賃金を支払われるものは、労災保険の適用労働者となる。

##### 通達

□□ 労働時間の全部又は一部について、自宅で情報通信機器を用いて行う在宅勤務の労働者についても、労災保険の適用労働者となる（平16.3.5基発0305003号）。

□□ 出入国管理及び難民認定法による在留資格ないし就労資格を有しない**外国人労働者**であっても、労働基準法9条に規定する労働者に該当すれば、**労災保険**が適用される（平5.10.6基発592号）。

□□ 技能実習生として就労する外国人についても、**労災保険**の適用労働者となる（昭23.1.15基発49号）。

## 通達

- 派遣労働者に対する労災保険法の適用については、**派遣元事業主**の事業が適用事業とされる（昭 61. 6. 30 基発 383 号）。
- 移籍出向の場合における出向労働者は、労災保険の保険関係においては、**出向先**の適用事業の事業主に使用される労働者に該当する（昭 61. 6. 30 基発 383 号）。
- 在籍出向の場合における出向労働者については、出向の目的及び出向元事業主と出向先事業主とが当該出向労働者の出向につき行なった契約ならびに出向先事業における出向労働者の労働の実態等に基づき、**当該労働者の労働関係の所在を判断して、決定される**。なお、出向労働者が出向先の事業の組織に組み入れられ出向先事業場の他の労働者と同様の立場で、出向先事業主の指揮監督を受けて労働従事している場合には、原則として当該出向労働者を出向先事業に係る保険関係によるものとして取り扱う。（昭 35. 11. 2 基発 932 号）。

## 通達

- 海外出張中の労働者であっても、日本国内の適用事業に所属していれば、労災保険が適用される（昭 52. 3. 30 基発 192 号）。なお、労災保険は国外の事業には適用されないため、海外派遣者については、労災保険に特別加入している場合を除き、労災保険は適用されない。
- 法人の取締役、理事、無限責任社員等については、業務執行権を有すると認められる者以外の者であって、事実上、業務執行権を有する取締役、理事、代表社員等の指揮、監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者については、労災保険の適用労働者と認められる（昭 34. 1. 26 基発 48 号）。
- 労働者として取り扱われる法人の取締役等であっても、**法人の機関構成員としての職務遂行中に生じた災害は、保険給付の対象とならない**（昭 34. 1. 26 基発 48 号）。

### Attention

- ・法人の代表取締役や個人事業主、海外派遣者は、労災保険の適用労働者とならないが、特別加入することで労災保険の適用労働者として扱われる。

## 2、暫定任意適用事業

### 昭 44 法附則 12 条、整備令 17 条

次の各号に掲げる事業（**都道府県、市町村**その他これらに準ずるもの）の事業、**法人**である事業主の事業、**船員法 1 条に規定する船員**を使用して行う船舶所有者の事業及び労働者災害補償保険法 7 条 1 項 1 号に規定する業務災害の発生のおそれが多いものとして厚生労働大臣が定める事業を除く）のうち、常時**5人以上**の労働者を使用する事業以外の事業は、当分の間、**任意適用**事業とする。

- ①土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他**農林**の事業
- ②動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は**水産**の事業

次の事業については、当分の間、労災保険の適用が任意とされている（昭 44 法附則 12 条、整備令 17 条、平 12.12.25 労告 120 号）。

#### (1) 農業（畜産及び養蚕の事業を含む）

**常時 5 人未満**の労働者を使用する**個人経営の事業**であって、次のいずれにも該当しないもの

a	一定の危険又は有害な作業を主として行う事業
b	特別加入をしている事業主が行う事業

■一定の危険又は有害な作業とは、次に掲げる作業をいう。

(平 12.12.25 労告 120 号別表第 1)

- ①毒劇薬、毒劇物又はこれらに準ずる毒劇性料品の取扱い
- ②危険又は有害なガスの取扱い
- ③重量物の取扱い等の重激な作業
- ④病原体によって汚染されるおそれがある著しい作業
- ⑤機械の使用によって、身体に著しい振動を与える作業
- ⑥危険又は有害なガス、蒸気又は粉じんの発散を伴う作業
- ⑦獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における作業
- ⑧強烈な騒音を発する場所における作業
- ⑨著しく暑熱な場所における作業
- ⑩著しく寒冷な場所における作業
- ⑪異常気圧下における作業

## (2) 林業

**労働者を常時には使用せず、かつ、1年以内の期間において使用労働者延人数が300人未満である個人経営の事業**

### Attention

- 個人経営の林業の事業は、常時労働者を使用していれば、使用労働者数にかかわらず強制適用事業となる。

## (3) 水産業（船員法1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者の事業を除く）

**常時5人未満の労働者を使用する個人経営の事業**であって、次のいずれかに該当するもの

a	総トン数5トン未満の漁船により操業するもの
b	災害発生のおそれが少ない河川、湖沼又は特定の水面において主として操業するもの

■「特定水面」とは、①陸奥湾、②富山湾、③若狭湾、④東京湾、⑤伊勢湾、⑥大阪湾、⑦有明海及び八代海、⑧大村湾、⑨鹿児島湾の水面をいう（平12.12.25労告120号別表第2）。

### <労災保険暫定任意適用事業の整理>

農業	林業	水産業（※）
常時使用労働者数 5人未満	常時には労働者を使用せず かつ 年間使用延労働者数 300人未満	常時使用労働者数 5人未満
①危険・有害作業以外の作業 ②事業主が特別加入していない	総トン数5トン未満の漁船 又は 特定水面で操業するもの	

（※）船員法1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者の事業を除く

## 2 適用除外

### 法3条2項

前項の規定にかかわらず、**国の直営事業**及び**官公署の事業**（労働基準法別表第1に掲げる事業を除く）については、この法律は、適用しない。

労災保険法は、次の事業及び労働者については、適用されない。

#### (1) 国の直営事業

⇒国家公務員災害補償法が適用されるため、労災保険は適用されない。

- 現在、国の直営事業という形態で行われている具体的な事業はない。
- 国立印刷局及び造幣局はいずれも行政執行法人であり、その職員については国家公務員災害補償法が適用されるため、労災保険法は適用されない（独立行政法人通則法59条）。
- 独立行政法人通則法第2条第4項に定める行政執行法人を除く独立行政法人については、労災保険法が適用される。

#### (2) 官公署の事業

⇒国家公務員については国家公務員災害補償法が適用され、地方公務員については、原則として、地方公務員災害補償法が適用されるため、労災保険は適用されない。

#### Attention

- ・地方公務員のうち、「現業の非常勤職員」については労災保険法が適用される（昭42.10.27 基発1000号）。

- 旧三公社であるJR、JT、NTTについては、労災保険法が適用される。

- 各種の公団や事業団などの特殊法人の事業については、労災保険法が適用される。

#### Attention

- ・**船員保険の被保険者**（船員法1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者及び疾病任意継続被保険者）には、労災保険法が適用される。



## 第2章 業務災害及び 通勤災害の認定

# 第1款 業務災害の認定

## 1 業務災害の認定基準

労働者災害補償保険は、業務上の事由による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して保険給付を行うことを目的としている。労働者の傷病等が「業務上の事由による負傷、疾病、障害又は死亡」であると認められるためには、「**業務遂行性**」及び「**業務起因性**」の2つの要件を満たす必要がある。

### (1) 業務遂行性

業務遂行性とは、労働者が適用事業に雇われていることを前提とし、**労働契約に基づいて事業主の支配下にある状態をいう**。なお、業務遂行性は、次の3つの類型に分けられる。

第1類型	■事業主の支配下・管理下にあって、業務に従事している状態
第2類型	■事業主の支配下にあり、その管理下を離れて、業務に従事している状態 ⇒例：出張中など
第3類型	■事業主の支配下・管理下にあって、業務に従事していない状態 ⇒例：休憩時間中、始業前や終業後の事業場内での行動中など

### (2) 業務起因性

業務起因性とは、**事業主の支配下にあったことと傷病等との間に、一定の因果関係**（業務に内在している危険が現実化したと経験則上認められること）**があることをいう**。

第1類型	原則：業務起因性は肯定される。 例外：業務にかかわりのない場合は、業務起因性は否定される。 ①私的行為・業務逸脱行為 ②担当業務以外の業務に従事中（合理的な場合等を除く） ③他人の故意による災害（業務と関連性のある場合を除く） ④天災事変等の自然現象（業務に内在している危険が具体化した場合を除く）
	原則：業務起因性は肯定される。 例外：積極的に私的行為に及んだ場合は、業務起因性は否定される。
	原則：業務起因性は否定される。 例外：次の場合には、業務起因性は肯定される。 ①労働時間中であれば業務起因性が肯定される場合（生理的行為等） ②事業場設備の瑕疵による災害の場合

## 2

## 業務上の負傷

業務上の負傷に対する業務上外の認定に当たっては、負傷の原因となった災害が、業務に伴う危険が現実化して生じたものと認められるときは、当該災害は業務災害とされる。

### (1) 作業中

**作業中に発生した災害は、一般に業務災害と認定される。**ただし、その災害が私的行為や業務逸脱行為、天災地変等（業務外の原因）により発生した場合や、業務離脱中、担当業務外の行為に従事中等に発生した場合には、業務外とされることがある。

業務上とされた例	◆作業中ハブに咬まれた配管工の負傷（昭 27.9.6 基災収 3026 号） ◆満員電車発車の際、連結機に飛び乗ろうとうした車掌の転落死（昭 25.5.11 基収 1391 号） ◆建設作業中の突風による建物崩壊により負傷（昭 26.9.27 基災収 1798 号）
業務外とされた例	◆人員整理に関し会社と労働組合との抗争中に被解雇者が強行就労し、作業中に負傷した場合（昭 28 基収 4466 号） ◆顔見知りの他人に自動車を運転させて生じた事故（昭 26.4.13 基収 1497 号） ◆児童がバットで打った小石により、運転中の自動車運転手が負傷（昭和 31.3.26 基収 822 号）

### (2) 作業の中断中

作業の中断中であっても、生理的行為（用便・飲水等）又は反射的行為（風に飛ばされた帽子を拾おうとする行為等）に伴う災害については、それが私的行為や恣意的行為等でなければ、**業務行為に付随する行為とされ業務災害として扱われる。**

業務上とされた例	◆作業時間中炊事場へ湯を飲みに行き、帰途で生じた負傷（昭 26.9.6 基収 2453 号） ◆作業時間中、用便に行く途中の事故（昭 24.11.22 基収 5759 号） ◆風にとばされた帽子を拾おうとして自動車にはねられたトラック助手の死亡（昭 25.5.8 基収 1006 号）
----------	--

### (3) 作業に伴う準備行為又は後始末行為中

作業前の準備行為（始業前の更衣、機械器具や作業環境の整備等）や作業後の後始末行為（終業後の機械器具の整備・返還、作業環境の整理、洗面、手洗、更衣等）については、**業務行為に通常又は当然に附隨するものと認められる場合は、業務災害とされる。**

### (4) 作業に伴う必要又は合理的な行為中

労働者の担当業務行為とはいえないが、**作業に伴う必要行為又は合理的な行為中と認められる場合は、業務災害として扱われる。**

業務上とされた例	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆製材工が電柱のトランス修理中に生じた感電墜落死（昭 23. 12. 17 基災発 243 号）</li> <li>◆作業上必要な私物である眼鏡を工場の門まで受け取りに行く途中の事故（昭 32. 7. 20 基収 3615 号）</li> <li>◆運転未熟を見かねた他運転手の運転中の事故（昭 31. 3. 31 基収 5597 号）</li> </ul>
業務外とされた例	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ トラックの車体検査受検のため検査場に行き同所のストーブ煙突取外し作業を手伝って転落死亡した場合（昭 32. 9. 17 基収 4722 号）</li> </ul>

## (5) 緊急業務中

労働者の業務には、通常の事態において予定され又は予想されるものほか、事業場に緊急の事態が生じた場合に、これに臨んで行われる緊急業務がある。突発事故、天災事変等に臨んで同僚労働者の救護、事業施設の防護等の緊急業務については、事業主の命による場合のみならず、事業主の命を待たなくとも、当該事業の労働者として行われるべきもの（**その労働者に期待し得るもの**）である限り、その行為に起因して被った災害は**業務災害として扱われる**。

業務上とされた例	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆異常出水時において事業場施設、器材等の防護活動を行ったため退避の時機を失した労働者の死傷（昭 28. 11. 2 基収 4220 号）</li> </ul>
業務外とされた例	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆スト中に廃坑内でガス中毒を起こした部外者を救助しようとした労働者のガス中毒死（昭 31 基収 6806 号）</li> <li>◆自己の居住する社宅において台風によるガラス戸の破壊を防ごうとしたところガラス戸が破損して負傷した場合（昭 35 基収 34 号）</li> </ul>

### ■緊急行為の取扱いについて（平 21. 7. 23 基発 0723 第 14 号）

	業務に従事している場合に 緊急行為を行ったとき	業務に従事していない場合に 緊急行為を行ったとき
事業主の命令 がある場合	緊急行為は、同僚労働者等の救護、事業場施設の防護等当該業務に従事している労働者として行うべきものか否かにかかわらず、私的行為ではなく、業務として取り扱う	
事業主の命令 がない場合	同僚労働者等の救護、事業場施設の防護等当該業務に従事している労働者として行うべきものについては、私的行為ではなく、業務として取り扱う	業務に従事していない労働者が、使用されている事業の事業場又は作業場等において災害が生じている際に、業務に従事している同僚労働者等とともに、労働契約の本旨に当たる作業を開始した場合には、特段の命令がないときであっても、当該作業は業務に当たると推定することとする

## (6) 休憩時間中

**休憩時間中の災害は、一般的には、私的行為に起因するものと推定され、業務起因性は認められない。**ただし、当該災害が事業場施設又はその管理に起因している場合及び就業中であれば業務起因性が肯定される用便・飲水等の生理的行為、合理的行為等は、事業主の支配下にある限り、事業主の支配下にあることに伴う行為として業務に附随する行為とみるのが相当である。

業務上とされた例	◆断崖絶壁の石切り場で働いていた日雇労働者が、休憩時間中水汲みに行って転落し死亡（昭 24.12.28 基災収 4173 号） ◆休憩中に喫煙しようとしたところガソリンの染みた作業衣に引火し火傷（昭 30.5.12 基発 298 号） ◆自動車運転手が食事のため道路を横断中の事故（昭 32.7.19 基収 2455 号） ◆休憩場所がないため道路の傍らで休憩していた道路清掃工事の日雇労働者の自動車事故（昭 25.6.8 基災収 1252 号）
業務外とされた例	◆拾った不発雷管を休憩中にもてあそんで起こした爆発事故（昭 27 基収第 3907 号） ◆休憩時間中キャッチボールをしているとき銃弾にあたって受けた負傷（昭 24.5.31 基収 1410 号）

## (7) 事業場施設の利用中

事業場施設の利用中、その利用に起因して災害が発生したときは、それが当該**施設又はその管理に起因している場合は、業務災害とされる。**

業務上とされた例	◆寄宿舎の浴場の電気風呂で、就業後、労働者が入浴中に感電死（昭和 23.1.7 基災発 29 号） ◆船中の給食による漁船乗組員の食中毒（昭和 26.2.16 基災発 111 号）
----------	---

## (8) 出張中

出張中における災害は、特別の事情がない限り、**出張過程の全般について事業主の支配下にあると認められる**ため、業務災害として扱われる。ただし、積極的な私的行為や恣意的行動による事故の場合は業務起因性は認められない。

### Attention

- 自宅から出張先に赴く途中の列車事故については、通勤災害ではなく、業務災害として取り扱われる。

## (9) 通勤途上

通勤は、一般には、事業主の支配下にあるとはいえないため業務遂行性及び業務起因性は認められず、業務上の災害には当たらない。ただし、通勤途上の災害であっても、

事業主の支配下にあると認められる場合には、業務災害とされる場合があり、具体的には次のものがある。

- ①事業主が専用の交通機関を労働者の通勤の用に供している場合
- ②出勤途中又は退勤途中に用務を行う場合
- ③突発事故のため使用者の呼出しを受けて休日出勤する場合

Attention

- ・通勤途上の災害であっても、前記①～③の場合のように業務の性質を有するものには、通勤災害ではなく、業務災害として取り扱われる。

(10) 運動競技会、宴会、その他の行事に出席中

運動競技が労働者の業務行為又はそれに伴う行為として行われ、かつ、労働者の被った災害が運動競技に起因するものである場合には、業務上と認められる。また、宴会等への参加は、業務遂行性は認められないが、その行事の世話役、幹事等が職務の一環として参加する場合には、認められることがある。

業務上とされた例	◆商工会議所主催の対抗野球大会出場中に頭部打撲で死亡した場合（昭33.3.18 基収 68号）
業務外とされた例	◆事業場主催の毎年恒例の従業員慰安旅行中、船からはしけに乗り換える際、定員を超えていたためはしけが沈没して溺死した場合（昭22 基発 516号）

Attention

- ・事業内の運動競技会中に被った災害について、①運動競技会は、同一事業場または同一企業に所属する労働者全員の出場を意図して行われるものであること、②運動競技会当日は、勤務を要する日とされ、出場しない場合には欠勤したものとして取り扱われること、のいずれの要件も満たした場合には業務行為とされる。

(11) 天災地変による災害

天災地変による災害であっても、業務の性質や内容、作業条件や作業環境、事業場施設の状況などからいって、天災地変に際して災害を被りやすい業務上の事情があつて、その事情と相まって発生したものと認められる場合には、業務に伴う危険が現実化したものとして業務起因性が認められる。

業務上とされた例	◆時々爆発が起きる活火山に設置されているロープウェイの補強工事中に突然火山が爆発し、隕石の落下による作業員の死亡（昭33.8.4 基収 463号）
----------	---

## (12) 他人の故意による災害

他人の故意による災害は一般には業務起因性がないとされるが、災害の原因が業務にあって、業務と災害との間に因果関係が認められる場合には、業務災害と認定される。

業務上とされた例	◆建設部長が大工に殴打されて負傷した場合（昭 23. 9. 28 基災発 167 号） ◆警備員が暴漢におそわれて死亡した場合（昭 24. 9. 12 基災収 5119 号）
業務外とされた例	◆電気料金集金人が集金先で集金業務と関係なく第三者とケンカになり殴られて負傷した場合（昭 30. 12. 24 基災発 169 号）

■業務に従事している場合又は通勤途上である場合において被った負傷であって、他人の故意に基づく暴行によるものについては、当該故意が私的怨恨に基づくもの、自招行為によるものその他明らかに業務に起因しないものを除き、業務に起因する又は通勤によるものと推定することとする（平 21. 7. 23 基発 0723 第 12 号）。





# 労働者災害補償保険法

Premium Text2017

許可なく転載、複製することを禁じます。

© (株)キャリアテラス